

■ 景観形成基準チェックシート(重点景観地域・幹線道路沿道地区)

(対象：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

- ・記載にあたっては、太枠部分のみに記入して下さい。
- ・項目欄の「具体的な配慮又は工夫の内容」について記載する場合、□印の内容については必ず記載して下さい。

届出者の氏名	
行為の場所	
周辺景観の特性	
地域の景観形成の方向	

項目	規制の視点	景観形成基準	配慮事項	具体的な配慮又は工夫の内容	適否 (記入不要)	意見 (記入不要)
高さの 最高限度	工作物(建植広告物等を除く)	地盤面(地面に高低差がある場合は、建築物の地面と接する位置の平均の高さ)から最上部までの高さを1.5m以下とする。	高さが1.5mを超えない計画がされているか。	□工作物の高さ＝ m	適・否	
			やむを得ない事情により1.5mを超えた場合、景観への影響を軽減させるための配慮措置がとられているか。		適・否	
		道路沿道の眺望を妨げないよう努める。	道路沿道の眺望を妨げないために配慮しているか。		適・否	
		自然の地形をできる限り生かすよう努める。	自然の地形を生かす配慮をしている。		適・否	

高さの最高限度	建植広告物等	自家用広告物・公共目的広告物	自然景観地区 5 m以下 農山漁村景観地区 7. 5 m以下 市街地景観地区 5 m以下 *「自然景観地区」「農山漁村景観地区」「市街地景観地区」は、岩手県屋外広告物条例に基づく区域区分。以下同じ。	左記の高さを超えない計画がされているか。	<input type="checkbox"/> 建植広告物等の高さ＝ m	適・否	
				やむを得ない事情により左記の高さを超えた場合、景観への影響を軽減させるための配慮措置がとられているか。		適・否	
	案内誘導広告物	自然景観地区 3 m以下 農山漁村景観地区 5 m以下 市街地景観地区 5 m以下	左記の高さを超えない計画がされているか。	<input type="checkbox"/> 建植広告物等の高さ＝ m	適・否		
			やむを得ない事情により左記の高さを超えた場合、景観への影響を軽減させるための配慮措置がとられているか。		適・否		
工作物の位置の制限		<p>主要な道路（国県道）の境界から5 m以上後退した位置するよう努める。</p> <p>ただし、次のものを除く</p> <p>(1) 擁壁、さく、塀、自動販売機、建植広告物等、その他これらに類するもの。</p> <p>(2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系 その他これらに類するもの（その支持物を含む。）ただし、高さ20 m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20 m超えるときは10 m）以下のものに限る。</p>	道路境界からの後退距離が確保されるよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/> 後退距離＝ m	適・否		
形態意匠の制限	周辺との調和		周辺の建築物や緑と調和した形態意匠とするよう努める。	周辺の建築物や緑との調和に配慮しているか。		適・否	
	素材	反射	工作物に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。	使用材料の選定に当って、反射等による周辺への影響に配慮しているか。		適・否	

形態意匠の制限	樹木や植栽	敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。	既存樹木の保存、活用について配慮しているか。	<input type="checkbox"/> 既存樹木の有無：	適・否	
	照明	屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。	過度な照明とならないよう配慮しているか。		適・否	
	色彩	使用する色彩は、周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や周辺との統一感を創出するために、 別記5 の使用範囲の色を用いる。	周辺景観との調和に配慮しているか。	<input type="checkbox"/> 使用色：	適・否	
建植広告物等	自家用広告物・公共目的の広告物	規模	表示面積は単面7㎡以下とする。	表示面積は単面7㎡以下となっているか。	<input type="checkbox"/> 表示面積（各面）：	適・否
		位置	建植広告物等の相互間の距離は0.2m以上とする。	相互間の距離が0.2m以上とられているか。	<input type="checkbox"/> 広告物相互間の最小距離：	適・否
			踏切等からの距離は10m以上とする。（ただし、自家用広告物についてはこの限りでない。）	踏切等から10m離れた位置になっているか。	<input type="checkbox"/> 踏切等からの距離：	適・否
			道路を横断するものにあつては、国道、県道、幅員8m以上の市道上に表示し、又は設置するものでないこと。	国道、県道、幅員8m以上の市道上に表示していないか。		適・否
		色彩	別記7 の使用範囲の色を用いる。	周辺景観との調和に配慮しているか。	<input type="checkbox"/> 使用色と使用面積：	適・否
		周辺との調和	周りの建物やまちなみとの調和がとれたものとし、強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、大きな音を出すこと等は避ける。	周辺景観との調和に配慮しているか。		適・否

形態意匠の制限	建植広告物等	案内誘導広告物	規模	自然景観地区 単面3.5㎡以下 農山漁村景観地区 単面5㎡以下 市街地景観地区 単面5㎡以下	表示面積は左記の面積以下となっているか。	<input type="checkbox"/> 表示面積（各面）：	適・否	
			位置	建植広告物等の相互間の距離は0.2m以上とする。	相互間の距離が0.2m以上とられているか。	<input type="checkbox"/> 広告物相互間の最小距離：	適・否	
				踏切等からの距離は10m以上とする。	踏切等から10m離れた位置になっているか。	<input type="checkbox"/> 踏切等からの距離：	適・否	
				道路を横断するものにあつては、国道、県道、幅員8m以上の市道上に表示し、又は設置するものでないこと。	国道、県道、幅員8m以上の市道上に表示していないか。		適・否	
				案内誘導の対象となる観光地等からの距離は10km以内とする。	案内誘導の対象地からの距離が10km以内となっているか。	<input type="checkbox"/> 案内誘導の対象地までの距離：	適・否	
				同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離は100m以上とする。	案内誘導の対象が同じ案内誘導広告物からの距離が100m以上あるか。	<input type="checkbox"/> 案内誘導の対象地が同一の建植広告物までの距離：	適・否	
				案内誘導建植広告物等の合計数が6以内であること。	案内誘導建植広告物等の合計数が6以内になっているか。	<input type="checkbox"/> 案内誘導建植広告物等の合計数：	適・否	
			色彩	別記7 の使用範囲の色を用いる。	周辺景観との調和に配慮しているか。	<input type="checkbox"/> 使用色と使用面積：	適・否	
			周辺との調和	周りの建物やまちなみとの調和がとれたものとし、強い光が連続的に点滅したり、動きの激しい映像、大きな音を出すこと等は避ける。	周辺景観との調和に配慮しているか。		適・否	
			その他広告物	設置不可とする。	その他広告物を設置していないか。		適・否	

形態意匠の制限	自動販売機	周辺との調和	屋外に設置する自動販売機は、色彩について周辺の景観と調和させるよう努める。さらに、建築物等に沿った位置に設置することや被覆等に努める。	周辺景観との調和に配慮しているか。		適・否	
	太陽光発電設備		設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。 (1)主要な眺望点や道路、敷地境界等から目立たないよう、設備の配置位置や植栽等を工夫する。 (2)高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。 (3)フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。	周辺の自然環境や眺望等に配慮した計画になっているか。		適・否	
取組の中で特筆すべき点	(良好な景観形成に向け特に取り組まれた事項がある場合は記入ください。)						

別記5 幹線道路沿道地区における工作物の色彩の使用範囲

色相	明度	彩度
R、YR、Y	8以上の場合	3以下
	2以上8未満の場合	6以下
上記以外	2以上	2以下
N	2以上	—

別記7 幹線道路沿道地区における建植広告物等（自家用広告物、公共目的広告物、案内誘導広告物）の色彩の使用範囲

色相	彩度
R、YR、Y	10以下
上記以外	8以下

*** 工作物の色彩基準に関する例外規定**

- (1) 木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 建植広告物等について、表示面積の1/3未満で用いる色彩は、3色に限り上表以外の使用も可能とする。